



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 論  
 所在地 滋賀県行政書士会館  
 〒520-0056  
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)  
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp  
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

## 行政書士制度 広報月間スタート

行政書士制度広報月間の実施に向けて、県総務部長から関係機関の長に対し、以下の文書が発信されました。

滋総第900号  
 平成22年(2010年)9月14日

本庁各部(局)課長  
 各地方機関の長  
 関係行政委員会事務局長  
 警察本部長  
 各警察署長

様 ②  
 総務部長  
 (公印省略)

「行政書士制度広報月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1ヶ月間、「行政書士制度広報月間」を実施されることになり、この期間中は、別表のとおり行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談所の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。ご承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないとされています。貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う種々の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、ご指導いただきますようお願いいたします。また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押すことが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す位置等については次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、御留意願いたします。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置についてご協力いただきますようお願いいたします。

### ゴム印様式

行政書士  
 滋賀県行政書士会会員

※ 行政書士法施行規則第9条第2項  
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。



## 平成22年度 行政書士制度広報月間について

広報部長 古川 論

会報9月号同封告知文でもお知らせいたしましたように、行政書士制度広報月間が10月1日から始まり、総務省・滋賀県の協賛を得、総会にて受けた承認に基づき、会員各位にご理解とご協力をいただきながら展開していくこととなります。

本年も広報月間開始前より、各行政機関や報道機関への協力依頼等の事前準備を行ってまいりました。滋賀会においては、非行政書士行為の排除等を目的とした監察活動も、広報活動にあわせて強化・実施することとしております。

広報月間中の活動内容・依頼事項は下記のとおりとなります。ほぼ例年どおりの内容となっております。制度の更なる普及啓発につながるよう、会員各位におかれましてはご支援をよろしくお願い申し上げます。

### 一. 滋賀会・広報部の推進事項

1. ポスターを配布する。
2. 無料相談所を開設する。
3. 新聞、テレビ、ラジオ等メディアを利用し、行政書士制度をPRする。
4. インターネットによる広報活動として、滋賀県庁HPへ、バナー広告を掲載する。

### 二. 各支部の推進事項

1. 各市町村窓口、JR駅構内にポスターの掲示とチラシ配布の協力を要請する。
2. 窓口表示板の設置確認及び破損の有無を確認する。
3. 自治体広報誌に運動方針と無料相談所開設記事が掲載されたことの有無を調査する。
4. 各市・町農業委員会での申請件数調査

### 三. 各部・専門部会の推進事項

1. 関連団体へポスター掲示の協力を要請する。

### 四. 会員各位の推進事項

1. 行政書士として作成した書類等には、必ず記名と職印を押印する。
2. 期間中、監察事案があれば所定の用紙に記載し事務局に連絡する。
3. PRポスターを事務所に掲示する。
4. リーフレットをPR用に活用する。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。